

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特用林及び自家用林の指定			
根拠法令及び条項		森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 8 第 1 項第 6 号、第 7 号			
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—			
	基 準	・ 森林法施行規則第 7 条の 2 以外の民有林であること、かつ、特用林は、立木の果実、樹液、樹皮又は葉の採取に主として供される特用樹種からなる森林であること、及び自家用林は、農家等が、自家用、営農用の用材等を採取し、消費している森林で 1 h a を超えないこと。			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 3 月 7 日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない。）			
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 30 日			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 3 月 7 日	
備 考					